

秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用

秋田県週休二日制モデル工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条第3号の「作業」には、現場事務所等での当該モデル工事に係る事務作業を含む。
- 2 要綱第2条第5号の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ②工事全体を一時中止している期間
 - ③施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 発注者は、受注者に対し、別紙3を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出するものとする。
- 2 発注者は、現場代理人が押印した勤務状況確認表を提出させるものとする。
- 3 要綱第3条第2項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。
 - ①休日作業日と同一の1週間で確保することを原則とする。
 - ②降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の前後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても完全週休二日と認める。
 - ③振替休日をさらに振替することは認めないものとする。

要綱第4条関係（モデル工事の指定等）

- 1 災害復旧工事及び営繕工事については、当面の間、対象外とする。
- 2 発注者は、実施する工事が決定した際には、都度、技術管理課へ報告するものとする。
- 3 その他の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 発注者指定型
 - ①発注概要書に別紙1のとおり記載するものとする。
 - ②特記仕様書及び現場説明書に別紙2のとおり記載するものとする。
 - (2) 受注者希望型
 - ①特記仕様書及び現場説明書に別紙2のとおり記載するものとする。
 - ②発注者は、受注者と施工計画書の提出前に協議を行い、週休二日の実施を判断するものとする。
- 4 要綱第4条第2項の「モデル工事の継続が適当でない」と判断した場合とは、当該モデル工事の現場が被災した場合など、週休二日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休二日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

（土木工事における工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。

（1）発注者指定型の場合

①発注時

当面の間、受注者希望型と同様の扱いとする。

②工事完成時

現場閉所の達成状況を確認後、次に掲げる補正係数を乗じるものとする。

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休二日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費		1.01	1.03	1.04	
現場管理費		1.02	1.04	1.05	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	

（2）受注者希望型の場合

①発注時

直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。

②工事完成時

工期内において週休二日相当の現場閉所を達成した場合は、発注者指定型と同様に閉所状況に応じて補正する。

（港湾工事における工事費の積算）

- 1 受注者希望型のみを対象とする。
- 2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。

①発注時

当面の間、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。

②工事完成時

工期内において4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、次に掲げる補正係数を乗じるものとする。

経費補正係数 適用積算基準	労務費 1.05	機械経費(賃料) 1.04	共通仮設費率 1.04 現場管理費率 1.05
港湾土木請負積算基準	○※	×	×
土木工事標準積算基準書	○	○	○

※ 港湾土木請負工事積算基準を適用する労務費について、高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員及び潜水連絡員（以下、「港湾5職種」という。）については、補正対象外とする。

- 3 積算基準が異なる複数職種区分を有する工事については、主たる職種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。

経費のイメージ

直接工事費

間接工事費

①港湾基準の職種（労務費の補正）

①>②：港湾基準の間接費率 補正なし

②土木基準の職種（労務費、機械経費の補正）

①<②：土木基準の間接費率 補正あり

- 4 4週8休以上の現場閉所を達成した場合、港湾工事市場単価を適用する工事について、港湾工事市場単価職種毎に設定された、次表における補正係数を、標準市場単価（施工規模等補正後）に乗じるものとする。ただし、港湾5職種が含まれる職種の補正は行わない。

工 種	市場単価 補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9 止水板工	1.05
10 上蓋工	1.05
11 伸縮目地工	1.03
12 係船柱取付	1.05
13 防舷材取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材撤去	1.05
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	補正しない
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21 吸出し防止工	補正しない
22 港湾構造物塗装工	1.04
23 ベトラタム被覆	補正しない
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	補正しない
26 かき落とし工	補正しない
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28 汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29 灯浮標設置・撤去	補正しない

（空港工事における工事費の積算）

- 1 受注者希望型のみを対象とする。
- 2 維持工事は対象外とする。
- 3 空港工事における積算は、以下のとおりとする。

①発注時

当面の間、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。

②工事完成時

工期内において週休二日相当の現場閉所を達成した場合は、次に掲げる補正係数を乗じるものとする。

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休二日
共通仮設費	補正なし	1.01	1.02	1.03	
現場管理費		1.01	1.02	1.04	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	

要綱第9条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行い、少なくとも標準工期を下回る工期設定は行わないものとする。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、完全週休二日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙3～5）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。
- 4 発注者は、受注者に対し、別紙4を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。
- 5 受発注者は別紙5のアンケートを記入し、監督職員がまとめて技術管理課に提出するものとする。

附 則

この運用は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管-997 一部改正）

この運用は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年10月15日技管-514 一部改正）

この運用は、平成30年10月15日から施行する。

附 則（令和元年6月7日技管-169 一部改正）

この運用は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管-733 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。